

高知市公害防止条例施行規則 平成 13 年 4 月 15 日規則第 43 号

別表 4 の 2 ただし書き 新旧対照表（審議事項抜粋）（案）

新	旧（前回審議会提案）
<p>ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定するもの又は高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第 35 号)別表中<u>1 浦戸湾水域(2 及び 5 に掲げるものを除く。)</u>に係る排水基準、<u>3 仁淀川水域(5 に掲げるものを除く。)</u>に係る排水基準及び<u>5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の各表</u>に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。</p> <div data-bbox="163 774 1088 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(削除)</div>	<p>ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定するもの又は高知県清流保全条例(平成元年高知県条例第 35 号)別表中<u>1 浦戸湾水域(2 及び 5 に掲げるものを除く。)</u>及び仁淀川水域(5 に掲げるものを除く。)<u>に係る排水基準及び 5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表</u>に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。</p> <div data-bbox="1124 774 2063 1018" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">高知県清流保全条例（平成元年高知県条例第 35 号）別表中 1 浦戸湾水域（2 及び 5 に掲げるものを除く。）及び仁淀川水域（5 に掲げるものを除く。）に係る排水基準及び 5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものについては P 51～53 を参照のこと。</div>